

○宮古島市暴力団排除条例

平成24年 1 月10日

条例第 1 号

改正 平成25年 3 月27日 条例第10号

（目的）

第 1 条 この条例は、暴力団員が暴力及びこれを背景とした資金獲得活動（以下「不当な行為」という。）によって市民生活に影響を及ぼしている現状に鑑み、暴力排除活動に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力排除活動に関する施策等を定めることにより、市民の安全かつ平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展を促すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた脅威を排除するための活動をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

（基本理念）

第 3 条 暴力団の排除は、暴力団が社会に対し悪影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本とし市及び市民等が互いに密接な連携を図りながら協力して推進するものとする。

（市の責務）

第 4 条 市は、市民等の協力を得るとともに、国、県及び近隣市町村その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、市が推進する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力排除活動に取り組むとともに、市が実施する暴力排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団員による不当な行為に関する情報を得たときは、当該情報を市又は警察その他関係機関に提供するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）が、暴力団による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者（次項及び第11条において「暴力団関係者」という。）を公共工事等に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。市が発注する公共工事等の下請負（第2次以下の下請負を含む。）についても同様とする。

2 市は、暴力団関係者が現に公共工事等に参加していることが明らかとなった場合は、これを排除する等の必要な措置を講ずるものとする。

（平25条例10・全改）

（市民等に対する支援）

第7条 市は、市民等が安心して暴力排除活動に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第8条 市は、暴力排除活動に関し、市民等への知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

（青少年に対する教育）

第9条 市は、青少年（沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第5条第1号に規定する青少年をいう。）に対し、暴力団員による不当な行為を受けないようにするための教育、指導その他の必要な支援を行うものとする。

（利益供与の禁止）

第10条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協

力する目的で、暴力団又は暴力団員が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(事業者の契約時における措置)

第11条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合において、契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面により取り交わすよう努めるものとする。

(平25条例10・追加)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例10・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。